

改訂（新）

現行（旧）

別表第2 現場管理費率 第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A		b
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11
海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78
道路改良工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98
P C 橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66
砂防・地すべり等工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18
電線共同溝工事		60.30	2,406.6	-0.2339	18.89
情報ボックス工事		53.99	1,690.4	-0.2185	18.28

(注) 基礎地盤から建頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

別表第2 現場管理費率 第2表

工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
			(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

別表第2 現場管理費率 第3表

工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
			(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69
河川維持工事		41.92	171.5	-0.0971	28.67

別表第2 現場管理費率 第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
			A		b
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		41.29	420.8	-0.1473	19.88
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		46.66	276.1	-0.1128	26.66
P C 橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から建頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

別表第2 現場管理費率 第2表

工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
			(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
橋梁保全工事		63.10	1,508.7	-0.2014	29.60

別表第2 現場管理費率 第3表

工種区分	対象額 適用区分	下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
			(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b		
道路維持工事		58.61	605.1	-0.1609	31.23
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

P.37
I-2-②-48
第I編
総則
第2章
工事費の積算
②間接工事費

改訂（新）

現行（旧）

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
共同溝等工事	(1)	49.99	397.3	-0.1286	25.29
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66
下水道工事	(1)	34.44	56.4	-0.0306	29.29
	(2)	37.69	228.2	-0.1119	20.77
	(3)	32.26	52.4	-0.0301	27.50

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
コンクリートダム		22.90	332.0	-0.1370	15.57
フィルダム		33.52	184.6	-0.0874	26.21

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$
 ただし、 J_o ：現場管理費率（%）
 $N p$ ：純工事費（円）
 A, b ：変数値
 (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.95	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率と する	(2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率と する
			A	b	
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$
 ただし、 J_o ：現場管理費率（%）
 $N p$ ：純工事費（円）
 A, b ：変数値
 (注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

P.38
 I-2-②-49
 第I編
 総則
 第2章
 工事費の積算
 ②間接工事費

改訂（新）

現行（旧）

- 3) 「処分費等」の取扱
 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。
 (1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む）
 (2) 上下水道料金
 (3) 有料道路利用料

- 3) 「処分費等」の取扱
 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。
 (1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む）
 (2) 上下水道料金
 (3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 (イメージアップ 経費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 (イメージアップ 経費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

- 注) 1. 上記の(1) 処分費に、運搬費は含まない。
 2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐根、除根に伴うものである。
 3. これにより難い場合は別途考慮する。

- 注) 1. 上記の(1) 処分費に、運搬費は含まない。
 2. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐根、除根に伴うものである。
 3. これにより難い場合は別途考慮する。

表-③ 現場管理費率

対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
港湾 浚渫工事	23.60%	98.9	-0.0909	14.12%
工事 構造物工事	24.25%	46.5	-0.0413	19.20%

表-③ 現場管理費率

対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
港湾 浚渫工事	22.83%	88.7	-0.0861	14.03%
工事 構造物工事	23.57%	42.3	-0.0371	19.11%

対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
海岸 工事	27.72%	113.6	-0.0596	17.78%

対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
工種区分		a	b	
海岸 工事	26.90%	104.0	-0.0535	17.57%

現場管理費率の算定式

$$J_s = a \cdot N_s^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、
 J_s : 現場管理費率 (%)
 N_s : 純工事費 (円)
 a, b : 定数値

現場管理費率の算定式

$$J_s = a \cdot N_s^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、
 J_s : 現場管理費率 (%)
 N_s : 純工事費 (円)
 a, b : 定数値

P.67
2-2-10

第1部
港湾土木請負
工事積算基準
第2章
工事費の積算
2節
間接工事費
3現場管理費

改訂（新）

現行（旧）

6. 防眩材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率

- 1) 適用対象工事
 - ① 港湾構造物、海岸工事において、防眩材のみを取り付ける工事。
 - ② 港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
 - ③ 港湾構造物、海岸工事において、防眩材及び電気防食のみを取り付ける工事。
- 2) 共通仮設費率及び、現場管理費率
下表とする。
- 3) その他
 - ① 共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。
 - ② イメージアップ経費については、計上しない。

表-① 共通仮設費率

対象額 適用区分等 工程区分	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
港湾構造物工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %
海岸工事				

共通仮設費率の算定式
 $K_r = a \cdot P^b$ (小数3位四捨五入)
 ただし、
 K_r : 共通仮設費率 (%)
 P : 共通仮設費率の算出対象額 (円)
 a, b : 定数値

表-② 現場管理費率

対象額 適用区分等 工程区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
港湾構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %
海岸工事				

現場管理費率の算定式
 $J_s = a \cdot N_s^b$ (小数3位四捨五入)
 ただし、
 J_s : 現場管理費率 (%)
 N_s : 純工事費 (円)
 a, b : 定数値

6. 防眩材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率

- 1) 適用対象工事
 - ① 港湾構造物、海岸工事において、防眩材のみを取り付ける工事。
 - ② 港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
 - ③ 港湾構造物、海岸工事において、防眩材及び電気防食のみを取り付ける工事。
- 2) 共通仮設費率及び、現場管理費率
下表とする。
- 3) その他
 - ① 共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。
 - ② イメージアップ経費については、計上しない。

表-① 共通仮設費率

対象額 適用区分等 工程区分	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
港湾構造物工事	6.12 %	1420.4	-0.3490	1.41 %
海岸工事				

共通仮設費率の算定式
 $K_r = a \cdot P^b$ (小数3位四捨五入)
 ただし、
 K_r : 共通仮設費率 (%)
 P : 共通仮設費率の算出対象額 (円)
 a, b : 定数値

表-② 現場管理費率

対象額 適用区分等 工程区分	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
港湾構造物工事	21.83 %	89.9	-0.0898	15.18 %
海岸工事				

現場管理費率の算定式
 $J_s = a \cdot N_s^b$ (小数3位四捨五入)
 ただし、
 J_s : 現場管理費率 (%)
 N_s : 純工事費 (円)
 a, b : 定数値

P.71
2-2-(3)

第1部
港湾土木請負
工事積算基準
第2章
工事費の積算
2節
間接工事費
補足資料-1
間接工事費

改訂（新）

現行（旧）

- 3-4 水深測量
 3-4-1 標準施工
 (1) 検潮基準測定、検潮・検潮資料整理とは、深淺測量を実施する際の潮位観測およびデータの整理をいう。
 (2) 水深測量は、原則として音響測深機によるものとする。ただし、作業条件等により音響測深機が不適当な場合はレッドによる測深とすることができる。

- 3-4-2 検潮基準測定
 機器の作動状態の点検、既往の平均水面、基本水準面、工事基準面の点検を行う。ただし、検潮器の管理者が点検済みで点検を必要としない場合には計上しない。

検潮基準測定 1式当り					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
交通車	ライトバン 2t	日	0.3	運2H/航9H		
主任技師	測 量	人	1			
技 師	#	#	1			
雑 材 料		%	1			

- 3-4-3 検 潮
 測定作業に必要な日数を対象とする。ただし、検潮器の管理者が観測データを管理保有し請負者がそのデータを使用する場合には計上しない。

検 潮 1日当り					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
交通車	ライトバン 2t	日	0.3	運2H/航9H		
助手	測 量	人	0.3			
雑 材 料		%	1			

- 3-4-4 検潮資料整理
 時刻補正を行い検潮記録を眺みとり整理する。

検潮資料整理 (10日当り)					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
技 師	測 量	人	1			
技 師 補	#	#	1			
助 手	#	#	1			
雑 材 料		%	1			

- 3-4-5 積装テスト
 音響測深の場合は、測量船への機器取付および動作確認を実施する。

積装テスト 1式当り					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
交通車	ライトバン 2t	日	1	運2H/航9H		
技 師	測 量	人	1			
技 師 補	#	#	1			
助 手	#	#	1			
測 量 船	FRP D 70PS型	日	1	航業9H		
G N S S	#	#	1	損料 注)		
音 響 測 深 機	#	#	1	損料 注)		
雑 材 料		%	1			

- 注) 1.音響測深機の機種は仕様書の定めによる。
 2.測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
 3.GNSSは、DGNSS（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはRTKGNSS（特定小電力方式）を使用することができる。
 損料は以下による。
 GNSSおよび音響測深機1日当り損料＝供用1日当り損料×α（供用係数）

- 3-4 水深測量
 3-4-1 標準施工
 (1) 検潮基準測定、検潮・検潮資料整理とは、深淺測量を実施する際の潮位観測およびデータの整理をいう。
 (2) 水深測量は、原則として音響測深機によるものとする。ただし、作業条件等により音響測深機が不適当な場合はレッドによる測深とすることができる。

- 3-4-2 検潮基準測定
 機器の作動状態の点検、既往の平均水面、基本水準面、工事基準面の点検を行う。ただし、検潮器の管理者が点検済みで点検を必要としない場合には計上しない。

検潮基準測定 1式当り					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
交通車	ライトバン 2t	日	0.3	運2H/航9H		
主任技師	測 量	人	1			
技 師	#	#	1			
雑 材 料		%	1			

- 3-4-3 検 潮
 測定作業に必要な日数を対象とする。ただし、検潮器の管理者が観測データを管理保有し請負者がそのデータを使用する場合には計上しない。

検 潮 1日当り					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
交通車	ライトバン 2t	日	0.3	運2H/航9H		
助手	測 量	人	0.3			
雑 材 料		%	1			

- 3-4-4 検潮資料整理
 時刻補正を行い検潮記録を眺みとり整理する。

検潮資料整理 (10日当り)					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
技 師	測 量	人	1			
技 師 補	#	#	1			
助 手	#	#	1			
雑 材 料		%	1			

- 3-4-5 積装テスト
 音響測深の場合は、測量船への機器取付および動作確認を実施する。

積装テスト 1式当り					施工コード	要
名称	形状寸法	単位	数量	積		
交通車	ライトバン 2t	日	1	運2H/航9H		
技 師	測 量	人	1			
技 師 補	#	#	1			
助 手	#	#	1			
測 量 船	FRP D 70PS型	日	1	航業9H		
G N S S	#	#	1	損料 注)		
音 響 測 深 機	#	#	1	損料 注)		
雑 材 料		%	1			

- 注) 1.音響測深機の機種は仕様書の定めによる。
 2.測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
 3.GNSSは、DGNSS（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはRTKGNSS（特定小電力方式）を使用することができる。
 損料は以下による。
 GNSSおよび音響測深機1日当り損料＝供用1日当り損料×α（供用係数）

P.1071
 2-2-13
 第3部
 その他の積算
 基準
 第2章
 測量・調査等
 業務
 1節
 測量業務
 3深淺測量

改訂（新）

現行（旧）

運1-28

第1編
用地調査
第1章
用地調査等業
務委託標準積
算基準及び標
準歩掛
第6
建物等の調査

表6-24

施工コード SF000187

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	計		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡～ 200㎡	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡～ 600㎡	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡～ 1,000㎡	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人		
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人		
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人		
			技師 D	—	—	0.13	0.13人		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡ 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人		
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人		
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人		
			技師 D	—	—	0.18	0.18人		
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人		
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43人		
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

敷地の面積	4,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
補正率	4.00	5.70	7.80	10.40

運1-28

表6-24

施工コード SF350, SF352

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	計		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡～ 200㎡	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡～ 600㎡	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡～ 1,000㎡	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人		
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人		
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人		
			技師 D	—	—	0.13	0.13人		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡ 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人		
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人		
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人		
			技師 D	—	—	0.18	0.18人		
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人		
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43人		
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

敷地の面積	4,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
補正率	4.00	5.70	7.80	10.40

運1-28